

議案第 6 1 号

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



## 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「限る。）を」を「限る。）について」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同日以後引き続いて小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する子を含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。